

第23号書式（第29条）

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件名 東京国際空港西側電源局舎停復電制御ケーブル交換工事

開札年月日 令和4年11月21日（落札決定日 令和4年11月24日）

入札執行官署 東京空港事務所

落札金額 ￥24,530,000 -

落札者 株式会社サンコーシヤ

予定価格 ￥24,596,000 -

積算額 ￥24,596,000 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥22,360,000 -

調査基準価格 ￥22,627,000 - 調査基準価格の100/110 ￥20,570,000 -

基準評価値 447.227

第19回見積徴取成立

入札参加者	評価点 (満点122点)	第1回入札			第2回入札			摘要
		入札金額	評価値		入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	
株式会社サンコーシヤ	111.5	26,500,000	-		24,500,000	-		不落随契

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。  
※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）  
※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。  
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。  
2 必要に応じて適宜事項を加除して使用するものとする。

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式） 「見積徴取の経過」

件 名 東京国際空港西側電源局舎停復電制御ケーブル交換工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	第1回見積徴取			第2回見積徴取			第3回見積徴取			第4回見積徴取			摘 要
	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	
株式会社サンコーシヤ	24,300,000	-		24,200,000	-		24,100,000	-		24,000,000	-		

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の総額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式） 「見積徴取の経過」

件 名 東京国際空港西側電源局舎停復電制御ケーブル交換工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	第5回見積徴取			第6回見積徴取			第7回見積徴取			第8回見積徴取			摘 要
	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	
株式会社サンコーシヤ	23,900,000	-		23,800,000	-		23,700,000	-		23,550,000	-		

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の総額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式） 「見積徴取の経過」

件 名 東京国際空港西側電源局舎停復電制御ケーブル交換工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	第9回見積徴取			第10回見積徴取			第11回見積徴取			第12回見積徴取			摘 要
	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	
株式会社サンコーシヤ	23,400,000	-		23,250,000	-		23,150,000	-		23,000,000	-		

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の総額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式） 「見積徴取の経過」

件 名 東京国際空港西側電源局舎停復電制御ケーブル交換工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	第13回見積徴取			第14回見積徴取			第15回見積徴取			第16回見積徴取			摘 要
	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	
株式会社サンコーシヤ	22,900,000	-		22,800,000	-		22,700,000	-		22,600,000	-		

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の総額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式） 「見積徴取の経過」

件 名 東京国際空港西側電源局舎停復電制御ケーブル交換工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	第17回見積徴取			第18回見積徴取			第19回見積徴取			第20回見積徴取			摘 要
	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 $\geq$ 基準評価値	
株式会社サンコーシヤ	22,500,000	-		22,400,000	-		22,300,000	500.0	○				成立

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の総額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。